

## 長期優良住宅・低炭素建築物の郵送申請に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止及び申請手続きの簡略化の観点から、「長期優良住宅」及び「低炭素建築物」の認定申請については、下記のとおり郵送等による手続きも行うこととしましたので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

### 記

#### 注意事項

- ① 令和3年3月1日より対応いたします。
- ② 郵送等によるやりとりに期間を要することから、窓口での申請に比べて長い期間を要します。  
(申請書類が都市計画課に到着してから認定通知書の発行まで 3週間程度を目安と考えております。) お急ぎの場合は、直接窓口にて申請をお願いします。
- ③ 手数料の納付完了後、返送していただく納付書の控えが本市に到着した日が受付日となりますので、受付よりも前に工事着手を行わないようご注意ください。
- ④ 添付書類の不足や内容に不備がある場合は、再度書類の送付をお願いする場合があります。
- ⑤ 郵送等により書類を紛失した場合の責任は負いかねますので、ご了承ください。

#### 送付先

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町 64 番地の 1  
瀬戸市役所 都市整備部 都市計画課 建築指導係 宛

#### 基本的な手続きの流れ

裏面のフロー図のとおり

#### その他

ご不明な点等がございましたら、下記担当窓口までご連絡ください。

#### <担当窓口>

都市計画課 建築指導係

[Tel:0561-88-2686](tel:0561-88-2686) [Fax:0561-88-2695](tel:0561-88-2695)

メール: [tokei@city.seto.lg.jp](mailto:tokei@city.seto.lg.jp)

